審　査　基　準

令和５年９月１日作成

法　　令　　名	災害対策基本法施行令
根　拠　条　項	第33条第１項
処 分 の 概 要	緊急通行車両の確認
原権者（委任先）	徳島県知事、徳島県公安委員会
法 令 の 定 め	災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準	車両の使用者の申出を受けた県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間	１日
申　　請　　先	徳島県公安委員会 （徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課）
問　合　せ　先	徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 （０８８－６２２－３１０１　内線５１７２～５１７４） 警察署交通課
備　　考	